

広島県文化財保護審議会平成30年度第1回会議議事録

平成31年1月17日

広島県教育委員会

広島県文化財保護審議会平成 30 年度第 1 回会議議事録

平成 31 年 1 月 17 日（木）午後 2 時開会

午後 4 時 15 分閉会

1 出席委員（14 名）

会 長	福 本	幸 夫	（元広島市安佐動物公園園長〔前帝京科学大学教授〕）
会長職務代理者	安 藤	福 平	（元広島県立文書館副館長）
	上 薊	四 郎	（笠岡市立竹喬美術館館長）
	岡 崎	環	（元広島修道大学非常勤講師，広島民俗学会常任理事）
	於 保	幸 正	（広島大学名誉教授）
	佐 竹	昭	（広島大学名誉教授）
	鈴 木	康 之	（県立広島大学教授）
	鈴 木	理 恵	（広島大学大学院教授）
	福 田	道 宏	（広島女学院大学准教授）
	棚 橋	久美子	（広島国際学院大学非常勤講師）
	濱 田	宣	（徳島文理大学教授）
	藤 田	盟 児	（奈良女子大学研究院教授）
	藤 野	次 史	（広島大学総合博物館教授）
	吉 野	由紀夫	（東和環境科学株式会社顧問）

2 欠席委員（7 名）

秋 山	伸 隆	（県立広島大学教授）
伊 藤	奈保子	（広島大学大学院准教授）
岸	泰 子	（京都府立大学准教授）
熊 原	康 博	（広島大学大学院准教授）
竹 下	俊 治	（広島大学大学院教授）
中 原	ゆかり	（愛媛大学教授）
林	武 広	（広島大学名誉教授，比治山大学教授）

3 出席職員

池 田	克 輝	（広島県教育委員会事務局管理部長）
白 井	比佐雄	（広島県教育委員会事務局管理部文化財課長）

広島県文化財保護審議会平成 30 年度第 1 回会議日程

日時 平成 31 年 1 月 17 日（木）午後 2 時～午後 4 時 15 分
場所 広島市中央勤労青少年ホーム 4 階ホール

1 開会

2 議題

- (1) 広島県天然記念物の指定の解除について
- (2) 広島県重要文化財の指定及び広島県史跡の追加指定の諮問について

3 報告

- (1) 平成 30 年 7 月豪雨による文化財の被災状況について
- (2) 文化財の部会審議状況について
- (3) 文化財の現地調査状況について
- (4) 文化財の指定等について
- (5) その他

4 閉会

- 会長 : 皆様、お寒い中、お忙しい中お越しいただき、ありがとうございます。
ただ今から、広島県文化財保護審議会を開会いたします。
本日の御出席の委員は、現時点で 14 名でございますので、広島県文化財保護審議会条例第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。
では、事務局から御挨拶を頂きます。
- 管理部長 : 管理部長の池田でございます。
本来であれば、教育長の平川が出席させていただくところでございますが、他の用務により出席することができませんので、私が御挨拶を申し上げます。
文化財保護審議会の委員の皆様におかれましては、大変お忙しい時期にもかかわらずこの会議に御出席を頂き、誠にありがとうございます。
さて、昨年 7 月に発生した西日本豪雨災害では、県内でも数多くの文化財が被災しました。
委員の皆様には、被災状況の現地確認や復旧方針についての御指導・御助言を始めとして、文化財の災害対応に御尽力を賜りましたことを心より御礼申し上げます。
県教育委員会といたしましても、一日も早い復旧に向けて全力で取り組んでまいりますので、引き続き御協力をお願い申し上げます。
また、昨年 6 月、文化財保護法が改正されました。
改正法においては、地域における文化財の総合的かつ計画的な保存・活用を図るため、総合的な視野に立った地域の文化財の保存・活用や、個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充、地方文化財保護行政の推進力強化などの方策が定められたところがございます。
県教育委員会といたしましては、このような国による文化財保護制度の改正を踏まえ、情報収集や今後の対応について検討を進めますとともに、現在行っております、文化財の指定や保存修理に対する補助、本県の豊かな歴史と文化を表す文化財の公開の一層の充実を図り、各市町とも連携しながら、文化財の継承を確実に推進してまいりたいと考えております。
文化財保護審議会の委員の皆様におかれましては、このような教育委員会の取組に対し、それぞれの御専門のお立場から、御指導・御助言を賜りますようお願い申し上げます。
さて、本日は、昨年の豪雨災害で被災しました広島県天然記念物の指定の解除について御審議いただくほか、広島県重要文化財の指定及び広島県史跡の追加指定の諮問をさせていただくことなどを予定しております。
長時間となりますが、委員の皆様には、十分な審議をいただきますようお願いいたします。
本日は、よろしく願いいたします。
- 会長 : ありがとうございます。
では、次に、会議の公開について取決めを行いたいと思います。
事務局から説明してください。
- 文化財課
課長代理 : 資料番号 11 を御覧ください。
会議の公開について、教育委員会では、所管する附属機関等の会議の審議過程等を公開することによって、透明性の向上を図り、開かれた教育行政を推進するため、平成 13 年にこの規則を制定いたしました。広島県文化財保護審議会は、この規則の第 1 条にいう「附属機関等」に該当いたします。
この規則の第 2 条第 1 項本文は、「会議は、公開するものとする」としております。
一方、例外的に非公開とする場合がございます。この規則の第 2 条第 1 項第 1 号の、「広島県情報公開条例第 10 条に規定する不開示情報が含まれる事項を議事とする会議」、及び第 2 号の、「公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる会議」、の「いずれかの会議は、その全部又は一部を非公開とするものとする」としてあります。
「広島県情報公開条例第 10 条に規定する不開示情報」とは、例えば、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、公にすることにより、なお個人又は法人の権利利益を害するおそれがあるものことなどで

ございます。

次に、この規則の第2条第2項は、「会議の公開」は、「傍聴」か「議事録の閲覧」の「いずれかの方法により行うもの」としております。この審議会では、これまで、「傍聴」と「議事録の閲覧」の、両方を組み合わせて、会議の公開を行ってきております。

更に、この規則の第2条第3項は、「会議の公開の方法」又は「会議を非公開とすることの決定は、当該附属機関等が行うものとする」としております。

なお、この規則の第3条から第6条までは、会議の傍聴について定めております。

本日、傍聴希望の方は9名いらっしゃいます。別室で待機していただいておりますので、念のため申し添えます。

会長：ただ今説明がありましたとおり、特段の御異論がなければ、この会議を公開することとし、その方法は、「傍聴」及び「議事録の閲覧」によることとしたいと思います。

ただし、「会議次第」の事項のうち、2「議題」の(1)「広島県天然記念物の指定の解除について」は、指定解除が適当であるところの審議会が広島県教育委員会に答申しても、教育委員会の会議で決定をするまでは、調査審議中の案件です。

同様に、(2)「広島県重要文化財の指定及び広島県史跡の追加指定の諮問について」は、本日諮問を受けてから調査を行う案件であり、会議を公開することにより事前に調査物件が公になると、公正な調査審議に支障が生じるおそれがあります。

また、3「報告」の(2)「文化財の部会審議状況について」のア及びウの(イ)は、各部会から、調査審議継続中の案件であるとの報告を受けています。

同様に、(3)「文化財の現地調査状況について」のウ、エ及び(5)のイについても、国又は県において調査審議中又は審議予定の案件であると、事務局から報告を受けています。

さらに、(2)のエの(ウ)及び(3)のクにつきましても、会議を公開することにより所有者である法人に不利益を及ぼすおそれがあると、事務局から報告を受けております。

したがって、(「会議次第」の2の「議題」の全て並びに3の「報告」の(2)のア、ウの(イ)、エの(ウ)、(3)のウ、エ、ク、及び(5)のイについては、非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

全員：(異議なし)

会長：それでは、「会議次第」の2「議題」の全てと、3「報告」の(2)のア、ウの(イ)、エの(ウ)、(3)のウ、エ、ク、(5)のイは、非公開とします。

したがって、今後の会議は、まず、3の「報告」の(1)、(2)のイ、ウの(ア)、エの(ア)(イ)、(3)のア、イ、オ、カ、キ、ケ、コ、(4)、(5)のアを公開で行い、その後、非公開案件として、2の「議題」、3の「報告」の(2)のア、ウの(イ)、(3)のウ、エの(ウ)、ク、(5)のイ、の順番で進めていくことといたします。

それでは、傍聴者を入室させてください。

(傍聴者入室)

3 報告 (1) 平成30年7月豪雨による文化財の被災状況について

会長：ただ今から、議事を再開します。

それでは、3の「報告」の(1)の「平成30年7月豪雨による文化財の被災状況について」に入ります。事務局から説明してください。

事務局：資料番号3を御覧ください。

「平成30年7月豪雨による文化財の被災状況について」御報告します。

昨年7月上旬に発生した豪雨災害により、広島県内の国・県指定文化財では、表に掲載していますように、14市町で37件の被害がありました。

これらの被災した文化財への対応状況につきましては、復旧済みが13件で、残りの物件につきましても、復旧に向けて鋭意対応を進めております。

事務局といたしましては、委員の皆様方の御指導・御助言を頂きながら、引き続き市町教育委員会及び所有者等と連携して、早期の復旧に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

会長：ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

- 藤野委員 : 現状での復旧状況や今後の予定について、可能な範囲で結構ですので、御説明いただければと思います。
- 文化財課長 : この7月豪雨で被災した37件のうち、復旧済みの13件に加え、今年度中に更に8件が完了する見通しであり、今年度末までに半分強の21件の復旧が終わる見込みです。
残り16件のうち、3件は来年度、平成31年度中に完了見込みですが、残る13件につきましては、複数年度にまたがる年次復旧計画を立てている、優先して取り組む関連工事があるなどの理由から、現時点では明確な見通しが立っていない状況です。
- 会長 : ほかに御質問等はありませんか。
(なし)

3 報告 (2) 文化財の部会審議状況について

- 会長 : 続いて、3の「報告」の(1)の「文化財の部会審議状況」に入ります。イの史跡・埋蔵文化財部会の審議状況について、鈴木部会長から説明してください。
- 鈴木(康)委員 : 資料番号4の2ページを御覧ください。
史跡・埋蔵文化財部会の審議状況について報告します。
福山市加茂町に所在する県史跡「猪ノ子古墳」については、墳丘内の土砂流失等の経年劣化が進んでおり、また、昭和25年に県史跡に指定される前から石室天井石に生じていた亀裂の拡大も危惧されております。
また、かねてより、古墳の範囲が指定地外に及ぶ可能性が指摘されており、近接する神社の施設維持工事等と古墳の保護の調整も必要となっております。
福山市教育委員会では、墳丘内部の状態や古墳の正確な範囲の把握等を目的とした範囲確認調査を平成26年度から実施していますが、今年度の発掘調査計画地、下図の「1 T」及び「2 T」のうち1か所「2 T」が県史跡指定地内であり、平成30年9月12日付けで広島県教育委員会宛て現状変更申請書が提出されました。
また、県史跡指定地外「1 T」の発掘調査についてもあわせて指導を受けたい旨の希望を受けたことから、史跡・埋蔵文化財部会を開催して意見を述べることにしました。
現地調査及び審議の結果、「発掘調査は当該史跡の保存対策検討に必要なデータを得るため必要最小限の範囲で行われるものであり、遺構の保存にも留意されていることから、この現状変更はやむを得ない。」「調査に当たっては、過去の調査成果を整理し、今回の調査で得るべき情報を再確認した上で、調査に臨むこと。」「県史跡指定地外(『1 T』)については、周溝の形状を把握できるように、発掘範囲を広げること。」「今後の保存対策検討の参考にするため、石室天井石の亀裂の計測データを整理しておくこと。」の4点を申し述べました。
審議結果を踏まえ、広島県教育委員会は、現状変更許可申請について平成30年12月17日付けで許可し、現在、福山市教育委員会において、発掘調査を準備中です。
以上でございます。
- 会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)
- 会長 : 続いて、ウの(ア)の天然記念物部会の審議状況について、於保部会長から説明してください。
- 於保委員 : 資料番号4の3ページを御覧ください。
天然記念物部会の審議状況のうち、「(ア) 天然記念物『雄橋』の復旧方法について」報告します。
平成30年8月21日、庄原市東城町に所在する天然記念物「雄橋」において、岩壁の縦約3m、横約1mの範囲に、何らかの道具を用いて文字や記号が彫り込まれる落書の被害が確認されました。現在は「落書禁止」の看板が掲げられていますが、その右のあたりに落書が彫り込まれていました。
庄原市教育委員会では、同様の毀損を誘発しないよう、落書の消去を計画したことから、その方法について指導助言するため、天然記念物部会を開催しました。
現地調査及び審議の結果、「酸性の溶剤を使って、彫り込まれた箇所を部分的に溶かして消す方法が最善と判断されること。」「彫り込まれた線が完全に消えるま

で溶かすのではなく、文字であることが分からない程度に消すこと。」「施工前に、指定地外の転石等を用いて、この方法が成功するかどうか試してみること。」の3点を申し述べました。

この意見をもとに、庄原市教育委員会が転石を用いて彫込みを消す作業を試みたところ、溶剤だけでは彫込みを十分に消すことができませんでした。

事務局が部会長と協議し、溶剤で消去できない部分は小型グラインダー等を併用するという方法で、10月15日付けで庄原市教育委員会教育長から現状変更許可申請が提出され、11月16日付けで文化庁長官から許可がなされました。

彫込みの消去作業は平成30年12月5日に実施され、現在、施行部分の色調等について庄原市教育委員会による経過観察が行われています。

なお、この石灰岩は縦方向に割れ目が入っていますので、横方向に彫られた落書を削れば、最小限の施行で落書を目立たなくすることができると考え、そのような方法で消去作業を行いました。

以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)

会長 : 続いて、エの(ア)(イ)の巖島特別部会の審議状況について、藤田部会長から説明してください。

藤田委員 : 資料番号4の5ページを御覧ください。

巖島特別部会の審議状況のうち、2件について報告します。

1件目は、旧宮島支所庁舎建物撤去及び地域拠点施設建物新築に係る現状変更についてでございます。

この現状変更については、平成29年12月11日に開催した巖島特別部会において、新築する施設の外観等に関し、資料の「経緯」にお示ししたような意見が示されておりました。

この意見を踏まえて、申請者において修正案が作成され、平成30年3月5日付けで現状変更申請が提出されたため、文化庁に進達されるにあたり、県教育委員会が付すべき意見の専門的な事項について、再度、当部会において審議することとなりました。

審議の結果、「北側2階の窓に庇をつけること。」「軒裏に垂木が見えるようにすること。」という2点について修正を求め、修正後の案については、部会長の確認を経て事務を進めるよう、求めました。

修正を求めた2点については、申請者から修正案が示されましたので、部会長了承を経て、平成30年4月19日付けで文化庁に進達され、同年5月18日付けで許可を受けました。

6ページを御覧ください。2件目は、大杓子展示施設建物撤去及びおもてなしトイレ建物新築に係る現状変更についてでございます。

この現状変更は、廿日市市が計画し、平成30年2月28日付けで文化庁長官宛て現状変更申請が提出されたものです。

文化庁に進達されるにあたり、県教育委員会が付すべき意見の専門的な事項について、部会としての意見をまとめることになりました。

審議の結果、「屋根をつや消しのいぶし銀の瓦葺にすること。」「屋根の勾配を3寸5分とすること。できない場合は根拠を示して説明すること。」「非常階段側の形を整え、屋根端を長方形平面にそろえること。できない場合は根拠を示して説明すること。」という3点について、申請者に対して修正を求め、修正後の案については、部会長の確認を経て事務を進めるよう、求めました。

この修正意見については、申請者から修正案が示され、部会長了承を経て、平成30年4月18日付けで文化庁に副申し、同年5月18日付けで許可を受けました。

なお、部会での審議では、「2階避難口が狭いのではないか。」「地盤かさ上げ工事に対するルール作りを求めること。」「伝統的な建造物が多数存在する範囲の外側においても、戦前の建物を解体することについて、将来の伝統的建造物を保存する範囲との関係についてどのように考えるのか説明を求めること。」という3点について、廿日市市に要望・確認しておくよう求めたことを言い添えておきます。

以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)

3 報告 (3) 文化財の現地調査状況について

会長 : 次に、(3)の「文化財の現地調査状況について」事務局から報告してください。

事務局 : 資料番号5の1ページを御覧ください。

アの「県重要文化財『千葉家書院』の修繕方針及び活用」について御説明します。
千葉家書院の東側には公民館建設が予定されており、千葉家書院と一体的な活用を海田町は検討しています。

調査の結果、築地塀は経年劣化が進んでおり、修繕の時期であることが判明しました。

部材をできるだけ再利用する方針で築地塀の修理計画を立て、築地塀の外側に施工されたモルタルの扱ひも含め、再度現地にて修理計画の内容を確認する必要があります。

また、新たに公民館を建設(平成30年度着工、平成32年度竣工)することに伴って千葉家庭園の東側に建つ納屋(未指定物件)を建替る場合は、庭園からの景観に配慮し、名勝部門の確認を受けることが必要です。

納屋の壁面は板貼りとなっていますが、本来の仕様は土壁であることを踏まえた設計が適切です。

次に、2ページを御覧ください。

イの「特別史跡・特別名勝『巖島』の災害対応」について御説明します。

平成30年5月7日、千畳閣西階段南端法面の崩落が発生し、6月7日付けで、所有者である宗教法人巖島神社から文化庁長官宛て、崩落部分及び周辺の危険箇所の復旧工事を行いたい旨の現状変更申請が提出されました。

当該工事計画については、災害復旧のため早急な対応が必要であることから、巖島特別部会の藤田部会長に現地調査いただきました。

調査の結果、「安全面を考慮し、現状変更申請の内容で、工事を行うことはやむを得ない。」、「工事の際、表層の浮土除去を必要最小限に留めるよう注意を払うこと。」、「ワイヤーや金網等は目立たないように、設置範囲等に配慮すること。」、「今後の中・長期的課題として、植物が育ち、崩れにくい土壌を育成できるような対策を考えるべきである。」という4点の御指導を頂きました。

事務局では、これらの指導事項について遵守することを申請者側と確認の上、6月19日付けで現状変更申請書を文化庁に進達し、7月20日付けで文化庁長官から許可を受けました。

工事については申請内容どおり行われ、10月27日付けで、申請者から現状変更完了報告の提出を受けております。

次に、5ページを御覧ください。

オの「県史跡『唐崎常陸介之墓』の復旧」について御説明します。

この史跡では、平成30年4月25日に、豪雨により背後の法面が崩落し、流入した土砂によって墓石及び墓を囲む石製玉垣が埋まる被害が発生し、更に7月6日から発生した豪雨でも、再び背後の法面が崩落し、墓石及び玉垣が埋まる被害を受けました。

復旧工事の際し、専門的な見地から文化財保護上必要な事項を指導するため、史跡・埋蔵文化財部会所属の考古学を専門とする藤野委員に現地調査いただきました。

調査の結果、「流入した土砂を除去した状態での石材分布状況を実測し、図面を作成すること。」、「復旧については、全て既存の石材を使用し、折損した玉垣の部材なども接着・補強などの修復を行って使用すること。」、「石材の接合方法について、強度など構造的な部分は専門家から指導を受けること。」等の御指導を頂きました。

この指導を踏まえて、墓石・玉垣の石材分布状況実測を、竹原市教育委員会及び県教委職員により、9月18日及び19日に実施しました。

実測後の石材は近くの安全な場所に仮移動し、現在所有者により背後の法面工事

が進められています。

石材の復旧は、法面工事が終了する平成 31 年度に実施される予定です。

次に、6 ページを御覧ください。

カの「県重要文化財及び県史跡『神辺本陣』の修理」について御説明します。

当該文化財においては、平成 30 年 7 月 6 日から 7 日にかけて発生した豪雨により、雑蔵・番所・本屋の荒壁・漆喰が剥落する等の毀損が発生しました。

当該毀損について、所有者から、県費補助金を受けて応急的な修理を行いたい旨の意向が寄せられたことから、建造物を専門分野とする藤田委員に現地調査いただきました。

当初、所有者は剥落した土壁の外側に木の板を貼る方法を考えておられましたが、現地調査の結果、「建造物の修理は、傷んだ部分のみ適切に繕う、という考え方で行うよう留意し、壁の剥落部分の土を塗り直す方がよい。」「壁を塗り直す場合には、剥落部分の周囲の木舞がどこまで傷んでいるか把握し、傷んだ部分を新しいものに替えた後、外気に触れて腐食しないよう荒土を塗って木舞を保護すること。」「応急的な修理の場合、中塗りや漆喰は必須ではない。」という指導とともに、応急措置として土壁の剥落部分に板を貼る方法についても、資料に挙げた内容で指導いただきました。

この指導内容を踏まえ、所有者と調整の結果、木舞修理と壁土の塗り直しにより修理が行われることになり、平成 31 年 1 月 4 日付けで県費補助金の交付を決定しました。

次に、7 ページを御覧ください。

キの「県天然記念物『古保利の大ヒノキ』の樹勢回復」について御説明します。

当該樹木については、管理者である北広島町教育委員会から、樹勢回復の方法について指導を受けたい旨の希望を受けましたので、天然記念物部会所属の植物生態学を専門とする吉野委員に現地調査いただきました。

現地調査の結果、「指定樹の南側に生えているヒノキ 1 本とクロガネモチ 2 本が、日照を遮っている。枝打ちないし伐採により日照が改善されると見込まれるが、指定樹の枝のバランスを失って倒れやすくなったり、直射日光による表面が乾燥などの悪影響を及ぼしたりするおそれがあるので、幹の上の方を詳細に観察して状態を把握したうえで、対策を検討すること。」「幹に張り付いて伸びているツタは切ること。」「根周りに肥料をまく等の樹勢回復措置も検討するとよい。」との御指導を頂きました。

現地調査での意見を踏まえ、北広島町教育委員会において樹勢回復措置を準備中です。

次に、9 ページを御覧ください。

ケの「県天然記念物『教西寺のツバキ』の管理」について御説明します。

当該樹木は、過去に腐朽菌によって空いた幹の穴に、毀損拡大の防止のため、コンクリート、発泡スチロール等を詰める措置が取られておりました。

所有者から、これらの措置が当該文化財にとって適切なものか、また適切でない場合にはどのような措置を講じるべきか、専門家からの指導を受けたい旨の要望を受けたため、天然記念物部会所属の植物生態学を専門とする吉野委員に現地調査いただきました。

現地調査の結果、「幹の詰め物は除去した方がよいが、詰め物の状況確認が必須である。奥まで詰めている場合には、除去の際に幹を切ったり削ったりして樹木を傷つけることになるため、詰め物の除去は勧められない。」「詰め物を取る場合は、幹の根元付近の空洞に雨水がたまらないような措置が必要となる。」「朽ちた枝は根元に近いところから剪定した方がよい。そのままにすると、腐朽菌が降りてきて幹の空洞化を進めるおそれがある。」「樹勢は旺盛なようだが、当該樹木の上の雨樋から漏れた雨水が木にかかり、幹の北側が湿って腐朽する恐れがある。速やかに雨樋を修理し、樹木に雨水がかからないようにした方がよい。」との御指導を頂きました。

現地調査での意見を踏まえ、積雪シーズンが終わる来年春を待って、所有者が樹

木医等と相談しながら今後の計画を立案する予定です。

最後に、10 ページを御覧ください。

コの「県天然記念物『赤屋八幡神社社叢』の管理」について御説明します。

当該文化財については、平成30年12月2日、指定地内のシラカシ1本が倒れたことから、所有者から、他の樹木の維持や保護増殖を図るために必要な措置について、専門家からの指導を受けたい旨の意向が寄せられたことから、植物生態学を専門とする吉野委員に現地調査いただきました。

現地調査の結果、「倒れた樹木については、根が腐っており、それが原因で倒れたと考えられる。根が腐った原因は不明である。」、「日当たりを良くして幼木の育成促進につなげるため、あるいは枯木や倒れる心配がある危険木・幹に巻き付いている植物について、伐採・強剪定した方がよい。」、「シラカシ伐採後、根本近くに落ちているどんぐりを植え、害獣対策として柵で囲むとよい。」、「樹木の管理を適切に行うため、どこにどのような樹木が生えているか、測量することが望ましい。」、「天然記念物としての指定範囲をはっきりさせること。」等の御指導を頂きました。

現地調査での意見を踏まえ、所有者において今後の対応を検討中です。

以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)

3 報告 (4) 文化財の指定等について

会長 : 次に、(4)の「文化財の指定等について」事務局から報告してください。

事務局 : 資料番号6を御覧ください。

まず、アの「重要文化財の指定」について御説明します。

平成30年3月9日に国の文化審議会は、世羅町の丹生神社の所有する「木造丹生明神坐像・木造高野明神坐像」計2軀を、国の重要文化財に指定するよう答申し、同年10月31日の官報告示により国の重要文化財に指定されました。

次に、2 ページを御覧ください。

イの「選定保存技術の選定」について御説明します。

平成30年7月20日に国の文化審議会は、広島市の小島清子氏が有する文化財保存技術である「手打針製作」を国の選定保存技術に選定するよう答申し、同年9月25日の官報告示により、小島氏を保持者として国の選定保護技術に選定されました。

次に、3 ページを御覧ください。

ウの「登録有形文化財（建造物）の登録」について御説明します。

平成30年11月2日に、(ア)の府中市上下町にあります「旧片野製パン所」、(イ)の東広島市西条町にあります「榎野家住宅主屋」、(ウ)の東広島市高屋町にあります「伊原家住宅主屋」ほか2棟が、それぞれ国の登録有形文化財（建造物）の登録原簿に登録されました。

また、平成30年11月16日に国の文化審議会は、(エ)の尾道市東土堂町にあります、「多門亭」を、国の登録有形文化財（建造物）の登録原簿に登録するよう答申を行いました。近く、登録原簿に登録される予定です。

最後に、5 ページを御覧ください。

エの「日本遺産の認定」について御説明します。

(ア)にありますように、平成30年5月24日、福山市が申請した「鞆の浦」のストーリーが日本遺産に認定されました。

また、(イ)にありますように、同日、平成29年度に日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」に、呉市と尾道市を含む14道府県27市町が追加認定されました。

以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)

3 報告 (5) その他

会長 : 次に、(5)の「文化財保護法等の改正について」事務局から報告してください。
事務局 : 資料番号7を御覧ください。

昨年6月、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。

改正の趣旨としては、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっている社会状況を踏まえ、文化財をまちづくり等の地域活性化に活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財行政の推進力強化を図ることを目的とするもので、大きく三つの仕組みを位置付けることとしています。

一つ目は、「地域における文化財の総合的な保存・活用」です。

具体的には、地域に所在する文化財を総合的に把握し、その保存・活用に地域一体で計画的に取り組むため、都道府県が総合的な施策の「大綱」を策定できること、市町村が「文化財保存活用地域計画」を策定できること、「文化財保存活用支援団体」を指定できることなどが定められています。

二つ目は、「個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し」です。

具体的には、個々の文化財について適切な取組を計画的に実施するため、文化財の所有者等が「保存活用計画」を作成して国の認定を申請できることや、文化財の所有者を支援する体制を充実させるため、管理責任者の選任できる要件を拡大することなどが定められています。

三つ目は、「地方文化財保護行政の推進力強化」です。

具体的には、地方公共団体の文化財に係る体制の充実、さらに文化行政の一体化や景観・まちづくり・観光等との関連性を考慮し、地方公共団体における文化財保護の事務を、地方文化財保護審議会の必置を条件として、条例により首長部局の長が担当できるようにするものです。

改正法の施行期日である本年4月1日に向けて、現在、国において、関係政令・省令の改正・制定や、大綱や地域計画、保存活用計画策定等に関する指針の策定などの準備を進めています。

県教育委員会といたしましては、このような国による文化財保護制度の改正を踏まえ、今後の本県における文化財の適切な保存・活用方策について、県文化財保護審議会を始めとする関係者と連携しつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

藤田委員 : 「県は大綱を策定できる」とありますが、県として、現段階で、スケジュールや方向性等をお考えであれば、お聞かせいただけないでしょうか。

文化財課長 : 大綱の作成につきましては、現在、国が大綱の指針等を検討中です。県教育委員会としましては、その指針の策定を待って、あるいは策定状況を踏まえて、今後のスケジュールを検討したいと考えているところでます。

会長 : ほかに御意見等がありますか。

安藤委員 : 文化財保護法等の改正に伴い、県として、大綱以外に積極的に進めたい構想があれば教えてください。

文化財課長 : 県の大綱が、市町の策定する地域計画にも大きな影響を与えることから、県教育委員会としましては、大綱の策定を最優先に取り組みたいと考えております。

会長 : ほかに御意見等がありますか。

藤田委員 : 大綱を策定するに当たり、例えば、広島県の場合、旧安芸国と備後国、県北と瀬戸内沿岸のように、多様な地域性をどのように大綱に盛り込み、反映させるかが課題だと思います。

また、大綱では、県が広域の文化財の保護活用についての方針を示さないといけないので、地元の行政及び住民としっかり話し合うことも必要になりますし、どこまで盛り込むのかという問題もあります。

更に、内容については、文化財保護審議委員会の委員も相当意見を言わなければいけないことになるでしょうから、策定には相当の時間を要することが予想されます。

このため、県が大綱を1年という短期間で策定するという予定を立てられると、我々委員としても対応が困難ですし、地元との調整も不十分になると思いますので、国の指針が決まる前から、早い段階で、大綱の策定には概ねどの程度の期間を要するかという見通しを立てておいたほうがよいと思います。

文化財課 長 : 藤田委員の御指摘のとおり、本県においては、地域によって異なる風土、文化があり、それらを一つの計画にまとめることとなりますので、慎重に進めてまいりたいと思います。

現時点では、関連部局と協議をしている最中ですので、具体的なスケジュールをお示しすることはできませんが、大綱策定の体制としては、当然、県文化財保護審議会委員や外部有識者等を交えた形を検討してまいりたいと思います。

会長 : ほかに御意見等がありますか。
(なし)

会長 : ないようですので、3の報告を終わらせていただきます。
以上で、公開の議事が終了しました。
傍聴の方は、退室をお願いします。
(傍聴者退室)

2 議題

会長 : それでは、ここからは、非公開で議事を進めます。

最初に、2の「議題」の(1)の「広島県天然記念物の指定の解除について」及び(2)の「広島県重要文化財の指定及び広島県史跡の追加指定の諮問」について、それぞれ広島県教育委員会から諮問を頂きたいと思います。

管理部長 : 広島県文化財保護条例第37条第3項の規定により、貴会の意見を求めます。
広島県文化財保護条例第3条第3項及び第36条第2項の規定により、貴会の意見を求めます。
よろしくお願いします。
(諮問書を会長に手交)

2 議題 (1) 広島県天然記念物の指定の解除について

【 以下については、非公開で議事を進めたが、平成31年3月27日の広島県教育委員会3月臨時会において、指定解除することが決定されたため、公開する。 】

会長 : まず、2の「議題」の(1)の「広島県天然記念物の指定の解除について」、諮問の趣旨を承知しておきたいと思います。

事務局から説明してください。

文化財課 長 : 資料番号1を御覧ください。

今回、広島県天然記念物の指定の解除について諮問する物件は、三原市大和町の宗教学法人八幡神社の所有する、「下草井八幡神社のツガ」でございます。

当該樹木は、樹高約22m、胸高幹囲3.7mのマツ科の常緑針葉樹で、ツガとしては県内有数の巨樹であることから、平成7年9月21日に広島県天然記念物に指定されたものです。

平成30年7月6日の豪雨により、当該樹木は、根ごと倒れ、復旧が困難と認められた上、神社社殿建物等が幹や枝の下敷きになる等の被害が発生し、二次災害が発生するおそれもあったことから、所有者により危険な枝等を伐採し撤去されました。

当該樹木は県内有数の巨樹であることを理由に指定されたものであり、幹全体の伐採により指定理由の価値が失われたこと、安全上の理由により撤去されたことから、広島県天然記念物の指定の解除が必要と認められます。

以上のことから、事務局としては、この案件を、広島県文化財保護審議会に諮問し、指定の解除について審議していただくことが適当であると判断いたしました。

以上でございます。

会長 : 通常、県教育委員会から諮問を受けた場合は、指定の解除の可否についての調査審議を専門部会に付託して実施しますが、本件については、先ほどの説明にありましたように、既に撤去されているため、県天然記念物としての価値を失ったことは

明らかです。

このため、本件については、部会への付託を行わず、本日の会議で指定の解除について審議し、答申を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

全員： (異議なし)

会長： それでは、そのように進めてまいります。

この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

(なし)

会長： ないようでしたら、『下草井八幡神社のツガ』の広島県天然記念物の指定を解除することは適当である。」旨答申することに、御異議ありませんか。

全員： (異議なし)

会長： それでは、そのように取り計らいます。

この後の事務処理は、事務局が行ってください。

2 議題 (2) 広島県重要文化財の指定及び広島県史跡の追加指定の諮問について

【以下については、非公開で議事を進めたが、令和元年 10 月 11 日の広島県教育委員会 10 月定例会において、指定することが決定されたため、公開する。】

福本会長： 続いて、「議題」の(2)の「広島県重要文化財の指定及び広島県史跡の追加指定の諮問」について、諮問の趣旨を承知しておきたいと思えます。

事務局から説明してください。

文化財課： 資料番号 2 を御覧ください。

長 尾道市の宗教法人西郷寺から、広島県重要文化財指定申請書が提出されました。申請物件は、「木造阿弥陀三尊像」です。

この申請について、この審議会におきまして調査・審議していただくことが適当であるかどうか、事務局で検討した内容について御説明いたします。

本像は、尾道の時宗寺院である西郷寺の本堂本尊であり、中央の阿弥陀如来立像、左脇侍の観音菩薩立像、右脇侍の勢至菩薩立像の 3 軀からなります。

2 ページを御覧ください。こちらが阿弥陀三尊像の写真です。

本像については、平成 25～26 年度に実施された保存修理の際、観音菩薩及び勢至菩薩の像内から造像当初のものとみられる納入品の印仏が発見され、印仏の紙背に記された弘安 8 年、すなわち 1285 年の年紀から、本像の制作年代がほぼ特定されました。

県内の国・県指定文化財の仏像の中で、銘文等により制作年代が特定され、かつ鎌倉時代に遡る三尊一具の完存例は、福山・安国寺木造阿弥陀如来及両脇侍立像の 1 例のみです。

また、納入品の印仏は現在のところ県内最古級であるという指摘があるほか、その包紙等に見える大壇越「吉近」が尾道・浄土寺の納経塔に記された人物と同一である可能性、吉近及びその近親者と見られる者が畿内大寺院の諸像の造像に関与した可能性などが先行研究により指摘されています。

最後に、3 ページを御覧ください。

以上の検討から、本像は、鎌倉時代後期に制作されたことが明らかとなり、本県の彫刻史上の貴重な基準作と位置付けられることに加え、その納入品も高い歴史的価値を有すると考えられるため、広島県有形文化財指定基準「1 彫刻」の(2)の「本県の彫刻史上特に意義のある資料となるもの」に該当すると考えられます。

事務局におきましては、この案件を、広島県文化財保護審議会に諮問し、指定の可否について調査・審議していただくことが適当であると判断いたしました。

続いて、4 ページを御覧ください。

福山市教育委員会から、広島県史跡指定申請書が提出されました。申請物件は、福山市の「松本古墳」です。

この申請について、この審議会におきまして調査・審議していただくことが適当であるかどうか、事務局で検討した内容について御説明いたします。

当該古墳は、古墳時代前半期に築造された直径約 48～50m の円墳で、松永湾沿岸地域が瀬戸内海交通の拠点であったことを示す代表的な古墳として昭和 24 年 8 月

12日に広島県史跡に指定されました。

現在、墳丘のみが指定範囲ですが、かねてより指定地外にも遺構が及ぶ可能性が指摘されてきました。

近年、当該古墳周辺では宅地化が進行しており、開発事業との調整を図りながら適切な保護措置を講じるため、史跡隣接地について、平成26年度から福山市教育委員会が遺跡の範囲確認を目的とした発掘調査を実施しています。

6ページをご覧ください。今年度までの調査において、当該申請地において、墳丘の区画・顕在化等の目的で掘られたと考えられる周溝や石敷遺構等、古墳の一部を構成する遺構が確認されました。

当該申請地は、既に広島県史跡に指定されている範囲と一体不可分の価値を有すると認められることから、保存に万全を期するため、県にとって重要な記念物として広島県史跡の指定範囲に加えることがふさわしいと考えられます。

事務局におきましては、この案件を、広島県文化財保護審議会に諮問し、追加指定の可否について調査・審議していただくことが適当であると判断いたしました。

以上でございます。

福本会長：この案件の趣旨について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

(なし)

福本会長：ないようでしたら、広島県重要文化財の指定及び広島県史跡の追加指定の可否について調査審議することといたします。

調査審議については、広島県重要文化財の指定については美術工芸部会に、広島県史跡の追加指定については史跡・埋蔵文化財部会に、それぞれ付託します。

事務局は、各部会と共に、調査審議を進めてください。

以上で、2の「議題」の議事が終了しました。

3 報告 (2) 文化財の部会審議状況について

【以下については、非公開で議事を進めたが、調査審議が終了したため、公開する。】

福本会長：次に、ウの(イ)の天然記念物部会の審議状況について、於保部会長から説明してください。

於保委員：資料番号4の4ページを御覧ください。

天然記念物部会の審議状況のうち、「(イ) 県天然記念物『福山衝上断層(奈良津露頭)』の毀損について」報告します。

衝上断層とは、角度30度以下の低角度の逆断層のことで、福山衝上断層は、比較的新しい第四紀頃に動いてできた、中国地方の地形の形成と大きな関連のある衝上断層と考えられています。

福山市奈良津町に所在する、県天然記念物福山衝上断層(奈良津露頭)では、平成30年7月6日から発生した豪雨災害により、断層のある法面の一部が崩落して上部がオーバーハングする状態となりました。

この災害を受け、当該文化財の所有者である福山市では、近隣住民の安全確保のための応急措置として、法面上部の危険箇所を除去する工事を計画し、詳細設計の前に文化財保護の観点から指導を受けたい旨の意向が事務局に寄せられたため、天然記念物部会を開催しました。

福山市から示された概略設計をもとに審議した結果、「工事は法面上部の危険箇所のみを除去する計画で、断層の存在する法面下部には影響を与えないものであり、また周辺住民の安全確保に必要な内容であることから、やむを得ないものと判断される。」「現状変更申請の提出を受けたら、事務局は、排水処理等、工事の詳細部分について部会長による確認を受けて、許可の事務を進めること。」「現状変更の許可に際しては、掘削作業時に、福山市文化財保護部局の担当職員の出会を条件として付すこと。」という結論となりました。

現在、所有者である福山市において、詳細設計など現状変更に向けた準備作業を実施中です。特に、崖の前に川があり、工事の重機が入るための橋の設置も考えなければならないため、そうした検討などを行っている状況です。

以上でございます。

- 福本会長 : この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
- 福本会長 : この案件は、土砂崩れによって、断層の見えるところが埋もれてしまったということですか。
- 於保委員 : この法面はもろい岩石でできていますが、左の写真の「2」という数字の真下から少し上の辺りに、もともと断層が見えていました。そのすぐ上の部分が崩れてしまい、完全に断層が隠れている状況です。更に、その上の部分が再び崩落する危険性がある状況になっています。今回の作業は、断層を保護するという目的よりも、崩落の危険がある箇所を除去することを最優先に考えています。
- 福本会長 : 最終的には、断層が見える状態に復するということですね。
- 於保委員 : いずれは断層が見える状態に復して、その後、この断層をどのように保護していくかを検討することになると思います。
- 福本会長 : 分かりました。しばらく時間がかかるということですね。
そのほか御意見、御質問はありませんか。
(なし)

3 報告 (3) 文化財の現地調査状況について

- 福本会長 : 次に、(3)の「文化財の現地調査について」事務局から報告してください。

【上記のうちウ及びクについては、非公開で議事を進めたが、調査審議が終了したため、公開する。】

- 事務局 : 資料番号5の3ページを御覧ください。
まず、ウの「史跡『毛利氏城跡』(郡山城跡)の安全対策」について御説明します。
安芸高田市に所在する郡山城跡の南縁部は山裾の急傾斜地であり、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されている事などから、県西部建設事務所により、急傾斜地崩壊対策事業が計画されました。
この事業の計画地に、史跡指定範囲が含まれることから、事務局に対し、専門的見地から指導を受けたい旨の意向が寄せられました。
当初、事務局では史跡・埋蔵文化財部会の開催を検討しておりましたが、日程調整の結果、日程の繰り合わせが可能な委員による現地調査いただき、指導を受けることとしました。
現地調査の結果、周辺住民の生命・財産を保護する観点から、急傾斜地崩壊対策事業の実施はやむを得ないが、「擁壁の外観は、石垣風のもの避け、苔などがつきやすいよう、表面に幾何学模様でない凹凸があり無着色のものとする。」、「地形及び景観の保護のため、掘削規模や擁壁高さを最小限にするよう、申請者と協議すること。」、「現状変更の許可に際し、伐採後の詳細な測量図作成と、掘削作業前のトレンチ調査による堆積状況と遺構の有無確認を条件として付すこと。」という点について申請者と調整するよう、御指導を頂きました。
現在、この現地調査に欠席された委員の御意見も承りましたので、それらの意見も踏まえ、事業者において設計を検討・調整中です。

最後に、8ページを御覧ください。

クの「県天然記念物『新庄の宮の社叢』の管理」について御説明いたします。

当該文化財については、所有者から、高木の剪定を行うこと等によって根回りの地面の日当たりを良くし、次世代の幼木の生長を促すという趣旨の事業計画が示され、県費補助金を受けたいという要望を受けました。

当該計画案が、県費補助対象としている社叢の保護増殖として適切な措置かどうか、専門的な見地から判断する必要があることから、天然記念物部会に所属し植物生態学を専門とする竹下委員、吉野委員により現地調査いただきました。

調査の結果、「日当たりをある程度良くすることは良いことである。4～5年程度経過すれば、若木が大きくなると思われ、本来もっとあるはずのムクノキの育成を図ることができる。」、「所有者は、8本の樹木を剪定の候補として示されたが、この8本について剪定を行うことは社叢の保護・増殖を行う上では適切と認められる。」、「所有者による下草刈りの際、若木を選択的に残すとともに、落ち葉を境内

に残すことにより、土壌が健全な状態となり若木が育ち始めている。現在の状態を維持していくことが大事である。」「通路を区画し、木の根回りに落ち葉を集めることを継続すれば、新たな土壌改良は必要ない。」という御指導を頂きました。

この指導内容を踏まえ、所有者による保護・増殖措置を継続するとともに、高木の剪定作業など、高所作業車等の特殊な機材が必要な作業については、県費補助の可否等について調整を進めています。

以上でございます。

福本会長 : それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)

【 以下、非公開 】

3 報告 (5) その他

【 以上、非公開 】

会長 : 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様方の御協力のお蔭で、ほぼ予定どおり終了しました。

それでは、事務局から何かありましたら、お願いします。

文化財課 : 長時間にわたり、御協議ありがとうございました。以上で広島県文化財保護審議会
課長代理 会の全ての議事を終了いたします。

閉会に当たり、池田管理部長が御挨拶を申し上げます。

文化財課 : 広島県文化財保護審議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。
長

委員の皆様には、長時間にわたり、終始御熱心に審議をしていただき、誠にありがとうございました。

本日答申いただきました案件につきましては、指定解除に向けた手続を進めてまいります。

また、諮問いたしました案件並びに継続審議の案件につきましては、関係部会と調整して進めてまいりたいと考えております。

今後とも、引き続き、本県の文化財保護の発展のために御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈り申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

文化財課 : 以上で広島県文化財保護審議会平成 30 年度第 1 回会議を閉会いたします。
課長代理 どうもありがとうございました。